

練馬区地域福祉計画推進委員会
第6期第2回福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和8年3月16日（月）午前10時～午前11時45分
- 2 場所 練馬区役所5階 庁議室
- 3 出席者 **【部会員】**
植田部会員、山崎部会員、青木部会員、岩澤部会員、倉本部会員、
山本部会員、瀬戸部会員、宗形部会員、鴨治部会員、石井部会員、
橋本部会員（以上11名）
【区出席者】
福祉部管理課長、障害者サービス調整担当課長、建築課長、交通企画課長、
土木部計画課長
福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長
福祉部管理課地域福祉係長
建築課事務局
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題 (1) 令和7年度の取組報告
 - ・事業番号29 駅と駅周辺のバリアフリー化の促進
 - ・事業番号33 ユニバーサルデザインの理解の促進
 - ・事業番号35 障害のある方や外国人等への情報保障の促進(2) バリアフリー関連の最近の動向
(3) その他

○部会長 それでは、定刻になりましたので、まだ来られていない方々がいらっしゃいますけれども、先に始めさせていただこうと思います。

それでは、練馬区地域福祉計画推進委員会第6期第2回福祉のまちづくり部会を開催したいと思います。

雨の中、御足労いただきましてありがとうございます。国の施策も大分変わりつつありまして、何よりも大きく変わるのが、設計段階から高齢者や当事者など当事者が参画してゆくよう環境を整えようとしています。練馬区は、かなり前から当事者が参画するという取組をしておりますので、引き続き皆様の御意見をいただきながら進めていければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、まず事務局から委員の出席状況、また、この会議の情報公開と傍聴に関しまして、報告をお願いいたします。

○事務局 事務局です。部会委員の出席状況について御報告させていただきます。

現在10名の部会員の方に御出席いただいております。

なお、伊東委員、金委員、渡邊委員からは欠席の御連絡をいただいております。副部長につきましてもは交通事情の関係で遅れていらっしゃるということで御連絡をいただいております。嚮田部会員が出席されていない状況になっております。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議につきましては公開となっております。現在、傍聴の方はおりません。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定ですので、記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りさせていただきますので、確認をお願いできればと思います。

なお、会議内容につきましては記録のため録音させていただきますので、御了承ください。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

そうしましたら本日の議題に入る前に、配付資料の確認および注意事項をお願いできますでしょうか。

○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

事前にご送付させていただいた資料になります。

まず、次第になります。

続きまして、資料1-1、事業番号29、駅周辺のバリアフリー化の促進の資料。

資料1-2、A3でZ折りになっておりますが、アクセスルートの検証事業で寄せられた意見の資料が1部。

資料1-3、バス乗降場からのアクセスルートについて、A4、1枚です。

資料2、事業番号33、ユニバーサルデザインの理解の促進、A4、1枚です。

資料3、事業番号35、障害のある方や外国人等への情報保障の推進～電話代理支援サービスの開始～というもの、A4、1枚になります。

資料4-1、バリアフリー関連の最近の動向、A4でホチキス留めの資料が1部です。

資料4-2、コラボレーションアニメを公開という資料、A4、1枚です。

それから、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱別紙として入れさせていただきます。

なお、資料2につきましては一部修正させていただきましたので、本日最新版の資料を机上配付させていただきますので、資料2につきましては本日机上にあるものをお使いいただければと思います。お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

配付資料の確認は以上になりますけれども、不足はありますか。

また、閲覧用としまして、計画書および概要版とアクセスルートを本日説明で使いますので、ユニバーサルデザインガイドラインを机上に置かせていただいておりますので、閉会後は机上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。

次に、事務局から1点、注意事項があります。

発言をなさる場合につきましては、現在の発言者が誰かが分かるよう、発言の前に「○です」という形でお名前を言ってから発言いただきますようお願いいたします。

配付資料と注意事項については以上になります。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、お手元にあります資料に沿いまして議題に入りたいと思います。よろしいですかね。

それでは、次第1、令和7年度 of 取組報告について、事務局から報告をお願いします。まずは、事業番号29ですね。こちらの方をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

それでは、令和7年度 of 取組報告ということで、施策の柱4「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める」の中に位置づけました事業の中から、各取組項目から一つずつ御報告をさせていただきます。

まず初めに、取組項目1の「誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす」の中から、事業番号29「駅と駅周辺のバリアフリー化の促進」の取組事業のうち、「駅と主要な公共施設を結ぶアクセスルート」についての御報告をさせていただければと思います。

恐れ入りますが、資料1-1を御用意ください。

事業内容です。

こちらの事業につきましては、平成30年度から取組を進めている事業で、駅から半径500m以内にある区立施設や中核医療機関までの経路をアクセスルートとして定め、指定したアクセスルート上のバリアフリー整備を進めているものになります。

令和10年度末までの目標やスケジュールは資料に記載のとおりとなっております。

令和7年度 of 取組としては4点あります。

1枚目の裏から詳細を記載しておりますので、恐れ入りますが、裏面を御確認ください。

まず初めに、練馬駅周辺地区アクセスルートの検証および練馬駅バス乗降場からのアクセスルートの追加の検討についてです。

これまでの福祉のまちづくり部会においても、アクセスルートのバリアフリー整備が有効かどうかを確認した方がよいのではないかとというような御意見をいただいております。

そこで、令和元年度にモデル整備を実施いたしました練馬駅周辺地区アクセスルートにおいて、バリアフリー整備の状況等を確認する検証事業を実施しました。

また、併せて、バスで来る方もいらっしゃるのので、バスルートの追加の検討もした方がよいという御意見もあったため、練馬駅のバス乗降場からのルートの追加の検討を行ったというものになります。

恐れ入ります。資料1-2を御覧ください。

こちらが、検証で出された主な意見と、不足しているバリアフリー整備について検討した内容をまとめたものとなっております。意見交換会の際に使用した資料をそのまま添付をさせていただいております。

こちらについては、机上にも配付しておりますアクセスルートユニバーサルデザインガイドラインの推奨基準に基づいて確認を行っております。

恐れ入りますが、資料1-2の最後のページを御覧ください。

意見交換会の結果をまとめたものとなっております。

1番目に、検証結果をまとめております。

アクセスルートは、管理境界が異なる場合であってもスムーズに移動ができるようバリアフリー設備が連続していることが重要になりますが、練馬駅周辺アクセスルートでは概

ね連続性が担保された整備になっておりましたが、まだ課題も残る結果となっております。

案内板については、適切な位置にあったとしても文字情報のみで視覚障害者が円滑に利用できない、案内板が木で隠れて見えないなど、記載内容や設置位置などについての課題がありました。

音響信号機やエスコートゾーンの設置については、設置の要望をしておりますが、まだ設置されていない場所もあり、関係機関へ要請している整備等については、整備まで時間がかかってしまうところを再確認したところです。

資料1-2の右側に写真を載せておりますが、管理者や整備時期が異なると、使用する素材や設置位置等の統一ができていないということが分かりました。連続性の担保という観点から、どこまで統一することができるのかという点が課題として残っております。

また、まち歩きや意見交換を行いながら、休憩場所の確保やマナーを守ることへの周知の必要性などを改めて確認をする機会となりました。

これらの結果を受け、今後、区の対応を2番目にまとめております。

今後対応していくものと対応について検討していくものという形で整理をしました。

「対応していくもの」の中に記載をしておりますバリアフリー設備の適正利用の推進については、地域福祉計画の施策4、取組項目2の事業番号33の中において、適正利用の意識啓発に取り組むという形で掲げておりますので、そちらの事業と連動して取り組むことが必要だと考えております。

また、他の方の意見や関係機関の対応等も踏まえて検討する必要性があり、すぐには対応が難しいものを「検討が必要なもの」として整理をさせていただいております。

アクセスルートの事業は今後も継続していきますので、事業を実施しながら検討や関係機関等との調整の足がかりを見つけられればと思っております。

検証事業については、部会員の皆様からの御意見をもとに、今年度初めて実施いたしました。

建築物のバリアフリー整備においては、設計前の段階と完成後の2回で点検を行っておりますが、バリアフリー整備のスパイラルアップを図るものとして整備後に確認を行うということが重要であることから、アクセスルート事業においても他の駅での検証事業の実施について検討していきたいと思っております。

恐れ入りますが、資料1-3を御用意ください。

今回の検証に合わせまして、バス乗降場からのルートの追加の検討を行いました。

こちらは意見交換会で使った資料になっておりますが、資料にも記載しているとおり、各バス乗降場から駅構内の視覚障害者誘導用ブロックに連続する形で視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているため、混乱を招かないように、そのブロックのルートをアクセスルート（案）とするのがよいのではないかなというようなまとめとなっております。

今後、バス乗降場からのアクセスルートの指定については、関係所管等とも確認を進めていきたいと考えております。

バス利用者に対するアクセスルートについての検討も他の駅で展開ができるよう、来年度以降、他の駅のバス乗降場の状況の調査等を進めていきたいと考えております。

恐れ入りますが、資料1-1にお戻りください。

令和7年度の取組二つ目および三つ目についての御報告になります。

こちらの取組は、アクセスルート上の歩道がない場所におけるバリアフリー整備を試行的に進めているものになります。

令和6年度に区画線の厚塗りとカラー舗装を、勤労福祉会館までの経路の一部で実施をいたしました。実施した後に視覚障害者や杖歩行者などに集まりいただきまして、分かりやすさですとか安全性についての確認を行っております。

整備内容について概ね好評でしたので、同様の整備を今年度は石神井保健相談所までの経路で実施しております。

石神井公園駅周辺地区のバリアフリー整備では、男女共同参画センターえーるから石神井保健相談所までの経路について、今年度に視覚障害者誘導用ブロックを敷設した場所もございますので、来年度は視覚障害者誘導用ブロックと区画線の厚塗りの箇所を検証し、ルートの案内として活用できるかどうかというところについて確認したいと考えております。

令和7年度の取組の四つ目は、バリアフリー設備の案内板です。

こちらについては、アクセスルートユニバーサルデザインガイドラインの「分かりやすさ」の基準に基づき設置したのになっております。

施設に入る前に、その施設の中にどのようなバリアフリー設備があるかを確認できるようにというような意図で設置をしている案内板となります。

今年度は、男女共同参画センターえーる、石神井保健相談所、勤労福祉会館、北保健相談所に設置しております。

今年度の工事により、現在アクセスルートとして指定をしている、また、一部指定した区立施設においては、バリアフリー設備の案内板の設置が全て完了したということになります。

長くなりましたが、令和7年度の取組報告は以上となります。

なお、令和8年度の予定につきましては、1ページ目に記載しております。

先ほどお話をしたとおり、区画線の厚塗りと視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確認をする取組、また、石神井公園駅から男女共同参画センターまでのバリアフリー整備の実施、練馬駅付近に練馬文化センターの案内板の追加の設置という形でバリアフリー整備を3か所にて行うとともに、未指定施設である練馬駅から生涯学習センター・練馬図書館までの経路のまち歩き点検を行いながら、新たなアクセスルートの指定の検討をしていきたいと考えております。

事業番号29の報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○部会長 ありがとうございます。

資料1-1から1-3まで説明をいただきました。御質問や御意見がありましたら、どうぞ皆様からいただきたいと思っております。

いかがでしょう。量があったのですけれども、どこでも結構です。

皆さんに考えていただいている間に私から質問です。アクセスルートについて大分リニューアルと申しますか、これまであったものをもう1回、再チェックしているという報告でしたが、このチェックの期間について、また何年後に再度点検をするというような目途はありますか。

○建築課長 建築課長です。

具体的に何年というふうにはまだ考えていないところなのですが、実際に平成30年にこのルートをつくって、それから令和元年から工事に入って、そういう意味ではもう七、八年たっているということなので、整備内容の耐用年数とか、その周辺で工事があった場合等はバリアフリー設備に影響が出る場合があるので、そのあたりを総合的に考えながら今後検討していこうかなと思っております。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

今後も、いろいろな箇所でもこれもあれも点検が必要であるという形で出てくると思うので、全体的な計画があった方がもしかしたら進めやすいかもしれないですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。今回はバスルートの検証もされています。今までは電車ですとか、そういったメインの通路になっていますけれども、バスの乗り換えのことも御検討されたということです。

最後にまとめてでも大丈夫です。

特になければ、もう1点だけ私から、すみません。

バスの乗り換えルートと今度は鉄道と道路の看板というのが一つのアクセスのルートになってくると思うのですけれども、そのデザインの統一性ですとか、そういったことというのは、今後考えていかれるのですか。

○建築課長 区内については、できるだけ統一していきたいというふうに考えています。

また、その他にも、例えば都内23区、そういったところの状況もありますので、周辺状況等の動向も注視しながら、今後検討していければと考えております。

○部会長 難しい課題かもしれませんが、よろしくお願いします。

他質問がありましたらお願いします。

○委員 私から、案内板ですけれども、どのようなものを設置いただけるという御提案になっているのでしょうか。音声でということなののでしょうか、それとも点字盤で図面が分かるようになっているというものでしょうか。

点字で表現されているものにたどり着くまでの音声がついているのかということをお伺いしたいと思います。

○建築課長 建築課長です。貴重な御意見ありがとうございます。

今現在、いろいろな御意見を伺った中では音声があった方がわかりやすいとお話が出ているのですが、まだ、どのような内容でどういったものが必要なのかというのを調整しなければならぬ段階ですので、今後検討していくとしています。来年度の文化センターについての施設誘導板に関しましては、通常の文字の、文化センターはどちらに何メートルですというような表示になります。

今日お話いただいたものに関しては、今後の検討課題というふうにさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、また何かありましたら最後に質問をいただきますので、次に進みたいと思います。

続きまして、事業番号33について御報告をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料2、「取組項目2、誰もが社会参加しやすいまちをつくる」、事業番号33「ユニバーサルデザインの理解の促進について」、令和7年度の取組を報告いたします。

事業内容は、社会の中にある様々なバリアや立場の違う方の状況に気づき、共感し、行動するユニバーサルデザインの考え方への理解を深め、多様な人がともに暮らし、支え合える社会を実現していくため、子どもから大人までにユニバーサルデザインについて学ぶことができるよう、区立小中学生を対象とした体験教室や大人向けの地域講座を拡充するとなっております。

令和10年度末の目標としまして、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の開催を25校、大人向けの地域講座の開催を11回と定めている事業となります。

令和7年度の取組状況を報告いたします。

まず、ユニバーサルデザイン体験教室の開催校数は、令和8年1月末時点で22校となっております。

昨年度の実績は、目標であった15校に届かず10校でしたが、今年度は目標の20校を上回る結果となりました。

今年度からは、障害者施策推進課が実施している障害理解の講座とユニバーサルデザイン体験教室と連携し、学校で実施できる授業のメニューを多数提示できたこと、また、校長会と副校長会の双方で周知を行ったことにより、学校側の関心を集めることができたのではないかと考えております。

次に、大人向けに開催している地域講座です。

こちらは、目標であった年間6回を開催いたしました。

「今さら聞けないユニバーサルデザインの基本」、「ユニバーサルマナー検定3級」を3回、また、今年度新たに「グラフィックユニバーサルデザイン」と「ユニバーサルワーク」を開催し、昨年度の4回よりも学ぶ機会を増やして実施いたしました。

「グラフィックユニバーサルデザイン」は、視覚に関する多様なニーズを理解し、デザインで取り組める配慮を学ぶ講座です。昨年度も地域講座を受講された方のアンケートの中で見え方について学びたいという要望があり、今年度新たに開催いたしました。

「ユニバーサルワーク」は、精神・発達障害者と一緒に働くために必要な基礎理解を学ぶ講座です。こちらも昨年度の地域講座の受講者の方から、職場での発達障害者へのサポートの仕方や精神障害について学びたいとのお声があり、「グラフィックユニバーサルデザイン」と同じく、事業者や働く方を意識した講座として、新たに開催いたしました。

高齢者や障害者に関する基礎知識を学び、認定証がもらえる「ユニバーサルマナー検定3級」と新しく開催した二つの講座は、いずれも定員の50名を上回る申込みがあり、受講者も20代から80代まで幅広く、区民の方々の興味関心の高さを感じる結果となりました。

地域講座の一環であるステップアップ講座は、地域講座の「ユニバーサルデザインの基本」を学んだ方に御参加いただく講座で、2段階のステップを設けています。

ステップ1の講座では、実際に目隠しをして白杖で歩いてみたり、車椅子でスロープや段差を経験したり、高齢者疑似体験用具をつけて階段を上り下りしてみたりすることで、より当事者の視点に立っていただく体験を中心とした講座となっております。併せて、白杖、

車椅子、体験用具の使い方もお伝えしています。

この講座を受講した方は、ステップの2となる「UD体験グッズ指導員養成講座」という昨年度から開始した講座に進むことができます。ステップ1となる講座で受講者が体験した用具類は、区内の小中学校に貸出しを行っているユニバーサルデザインを体験するための用具になります。

現在は、先生方が御自身の知識でこれらの用具を用いて授業を行っておりますが、次年度からは先生の要望があれば、用具類の正しい使い方を先生に代わって子どもたちに伝える指導員を派遣できるようにいたします。

このステップ2となる講座は、今までに学んだ知識を生かし、指導員として活躍できる人を養成する講座となっています。昨年度から開始し、昨年度は受講した13名のうち4名が指導員を希望し、受講後に開催した試験を受けて合格しています。

今年度で開催した講座については、以上のような状況になっております。

裏面を御覧ください。

受講した方からいただいた感想を一部紹介しています。

ユニバーサルデザイン体験教室の感想では、「社会にも様々な人がいること」「違いがあつて当たり前であることに気づき、困っている人に声をかけていきたい」と回答した生徒が多く、地域福祉計画の目標である多様な人への理解を深め、違いを認め合い、支え合う心が育つ機会となっていることが分かります。

地域講座やステップアップ講座の感想では、「新しい気づきがあつた」「知りたかつたことを知ることができた」「体験が貴重であつた」という声や「さらに学びを深めたい」というお声もいただいており、今後も受講者の要望等を踏まえ、新しい講座内容を検討していきたいと考えています。

令和8年度の取組につきましては、今年度と同じ開催数を目標とし、新たに先ほどお伝えしましたUD体験グッズ指導員の派遣に取り組んでいく予定となっております。

以上、事業番号33「ユニバーサルデザインの理解の促進」についての報告となります。

○部会長 ありがとうございます。資料2ですね。A4、裏表を御説明いただきました。質問や御意見がありましたらお願いいたします。

○委員 改めて、この会議は何回も参加させていただきながら、先生に教えていただきたいのですが、ユニバーサルデザインという言葉はどのぐらいを包み込む言葉なのかというのが、お話を伺いながらも考えてしまうところで、具体的に白杖の使い方とか、白杖はどういうふうに物理的なデザインがされているかということも当然あるのは存じ上げているのですが。

例えば練馬区内、この庁舎の中には、福祉のまちについての様々な課が、様々なところで、たくさんの情報がこの庁舎の中にはいろいろな形で入っていると思うのですが、そういう様々な情報がどういうふうに区民に届けられるようなデザインになっているかという、そういう大きいデザインを含めてユニバーサルデザインと考えていいのか。その考え方の領域というか、範疇を少し教えていただきたいと思って、今、考えながら伺っていました。

○部会長 ありがとうございます。

どこまで行ってもバリアフリーの域を出ていないのではないかとこのところがありまし

て、ユニバーサルデザインという言葉を使いつつ、事業を展開していく範疇ととして、もし練馬区さんの方で、もう少し広い意味で捉えていらっしゃるのだしたらお考えをお願いします

○管理課長 ユニバーサルデザインという、固有名詞と言いましょか、名前が出てきて久しいところです。誰もが利用しやすい、活用しやすいというようなところを目指してもらおう考え方かと思いますが、やはり障害の方の一つ一つを取ってみても、例えばコミュニケーションツールでも、誰もが一つのコミュニケーションで対応できるかと言われるとそうではない部分があったりしますし、誰もができるものを一つの考え方や手法で浸透させていくというのは、現実的にはなかなか難しいところであろうと覚っているところであります。

その中で、そうは覚っても、理念を目指していろいろな差別解消であったり、合理的配慮、あるいは情報保障といった取組を個々に応じて提供できるように多面的に進めているところでありますので、そういう利用する側の方にとってサービスの選択肢を増やしていくというようなことが、まずは求められてくるのかなと覚っております。

その中で、大きく言うと、バリアフリー、それもハード、ソフト両面のバリアフリーというところに着眼点を置いて、今申し上げましたような様々な支援、サービスをきめ細かく提供していくということを、区としては進めていっているというのが現実的なところなのではないかなというふうに覚います。

お答えがお聞きになりたい内容とずれている部分があるかもしれませんが、現在の考え方や取組の総合的なことについては、そんなところかなというふうには。

○委員 ありがとうございます。

全く、私も日頃のいろいろな活動の中で、現実的な話というのがいつも直面しながら、その求められる領域をどのぐらいかというところを覚えながら活動しております。

次の議題の伝わる・伝えるところで今の話が続くかと思っておりますので、ここでは、まず一旦、以上のお話を伺えればと思っております。

○部会長 ありがとうございます。

恐らく、最終系としてユニバーサルデザインの体験教室をやった後に、「今回はこういう人たちの体験をしたけれども、他にもいろいろな人たちがいるんだよね」という展開がすごく大事だと思います。その取組といいますか、解釈の仕方というのを、児童や、地域の方にも分かっていたらけると良いと思います。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○委員 事業番号33「ユニバーサルデザインの理解の促進について」ですけれども、体験教室は、実際に22校と書いてあるのですが、練馬区の対象になる学校というのは実際にどれぐらいあるのですか。これが多いのか少ないのか、ちょっと分からないので、校数がわかるとありがたいです。

○部会長 お願いします。

○管理課長 小中学校でいうと、統廃合はありますが98になります。小学校が70で中学校が、7対3ぐらいの割合になります。

○委員 ということは、まだ4分の1とか、5分の1ぐらいということですね。

結構あると思ったのですけれども、まだまだやれていないところがあったりするんです

ね。なるべく皆さん、いろいろと理解できるように活動をお願いします。

○管理課長 ありがとうございます。

学校側の先生方の中で、こういうことを授業に取り組んでいこうということに熱心なところと、もちろんこれも重要なものだけれども、他に取り組むところがあるんだというようなことで、この事業を選んでいただいているところがあります。

ただ、今、20数校というようなお話をさせていただきましたが、5年前は10校だったというところもありますので、いろいろと工夫させていただいて、実施してくれる学校が増えてきているというところもありますので、引き続き、今、事務局からも申し上げました障害の部門をやっているところと一緒になるとか、あと結構細かい話ですけども、今までは校長会で話していたのですけれども、実務を取り仕切るのは副校長先生というところがあるので、副校長会にも同じようなお話をしてお願ひしている。そういう結構地道な取組が、広がってくためには必要なのかなと思っていますので、引き続き、実施していただけるところが1校でも増えるように取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。PRと取り組みやすさですね。よろしくお願ひします。

それでは、また何かありましたら最後にお伺ひしたいと思います。

資料3の説明、(3)事業番号35につきまして報告をお願ひいたします。

○事務局 事務局です。

それでは、資料3の「取組項目3、誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる」の中から、事業番号35「障害のある方や外国人等への情報保障の推進」についての御報告をさせていただければと思います。

情報保障の取組については、関係所管において様々な取組が進められておりますが、令和7年度に新たにサービスが開始をされました電話代理支援サービスについて、本日は御報告させていただきたいと思ひます。

事業の所管は、障害者サービス調整担当課になります。

聴覚や言語機能等に障害がある方が区役所で手続や相談をする際の支援として、これまで区は、手話通訳者派遣事業や手話通訳者設置事業、遠隔手話通訳設置事業を実施してまいりました。このたび、意思疎通手段として電話を追加し、区民サービスの向上を図るため、電話代理支援サービスを開始したというものになります。

電話代理支援サービスの利用イメージについては、資料3の中にあります図表を御覧ください。

利用イメージにありますように、①聴覚障害者等が、インターネット回線が使用できて、カメラ機能のあるスマートフォンで、区のホームページから通訳コールセンターに接続をします。

②として、通訳コールセンターが聴覚障害者等の求めに応じて、代わりに区に電話をいたします。

③として、次に、通訳コールセンターが区の職員とのやり取りの内容を手話等で聴覚障害者等へ伝達します。

以後、通訳コールセンターの通訳を介して、聴覚障害者等と区の職員がコミュニケーション

ョンをとるといような流れとなっております。

このサービスにより、窓口に来ないと手続ができなかった聴覚障害者等が、電話で問合せをすることが可能となりました。

手話やチャット機能、筆談等を介してやり取りを行うため、区の職員と聴覚障害者等とのやり取りにタイムラグが若干生じますが、通常の電話と同じ対応が可能となります。

利用者の方はインターネットの通信料のみで利用できるサービスとなっております。

なお、このサービスを利用できるのは区立施設を含む区の各部署のみという形になっております。

このサービスを令和7年11月11日から開始しておりまして、実績については裏面の3番に記載をしております。

まだ始まったばかりの制度ですので、来年度以降については制度の周知を継続して行うということとしております。

また、こちらのサービスを実施する中で、利用者から要望があった場合については、電話がかけられる場所の拡大についても検討していくと聞いております。

以上が、電話代理支援サービスの取組についての御報告となります。

事業番号35につきましては、「障害のある方や外国人等への情報保障の推進」という形で事業を進めているため、関連事業の御紹介を最後にさせていただければと思います。

5番、その他の取組を御確認ください。

地域振興課の取組についての御紹介です。

令和8年度から、外国人区民等の行政手続をよりスムーズにするため、区民事務所や国民健康保険、税、保健相談所など、外国人区民の来所が多い窓口において、タブレット端末を用いたオンライン通訳を導入する予定となっております。

タブレット端末の通訳では、15か国語の言語に対応すると聞いております。

情報環境のバリアフリーとして各所管で様々な取組がなされておりますので、今後も適宜報告させていただければと思います。

事業番号35の報告については以上となります。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

資料3の説明が終わりました。御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

○委員 先ほどユニバーサルデザインの広い解釈、細やかな解釈をお伺いしたところでございますが、今の議題の中での、それぞれのメディアとかタブレット端末の使い方、伝える・伝える、使い方という御案内をいただいたところですが、冒頭で先生が、国が、市民がより参加する方向に向かっているといような大きな流れを御説明いただいた上で、私の中で、ふだんの事業の中で違和感がとてもあるのが、今、大変介護の現場、医療の現場では人手不足が進んでおりまして、厚生労働省を中心に労働生産性とか、人員が少なくてもできるようにとか、様々な方向が大きく動いておりまして、その方向に沿ってたくさんの助成金などの事業が進んでいるというのが実態でございます。

その中で、練馬区はそういった大きな流れに対して区民や市民の人たちと語り合ったことがあるかということ、私はあまり聞いたことがない。言い方を変えると、労働生産性や効率化、DXなどを使つての福祉事業が進むことのメリットはたくさん分かってきているのですけれども、デメリットが全く語られていないというのが実際だと思っております。

そういった中で、この端末をどのように行政の皆さんと一緒に使っているのかと考えたときに、練馬区の社会福祉の、もしくはソーシャルサービスのようなもののアプリケーションみたいなものがあれば、サービスを供給する側と使う側、それが、情報が一体的にそれぞれの双方向のやり取りで、もっと活発な、そして市民参加のきっかけになるようなものがあるのではないかというふうに考えております。

A I がどんどん私たちの仕事の中でも進んで、今なくてはならないのですけれども、私の周りでは、A I による間違っただけの回答をどのように私たちは利用者や同業者と整理するかということが現実的な問題になっておりまして、行政の皆さんが発信していただける情報が正しいのか誤った情報なのかということも様々に一元的に確認できるような、もしくは発展していただけるようなデジタルDXのデザイン全体がユニバーサルデザインに含まれてきているのではないかというふうに感じるところが大でございます。

親会での議論になるのかと思うのですけれども、ユニバーサルデザインと具体的なこういう細やかな対応、バランスのデザインというところを、改めて今後どこかで専門の先生方を含め、御意見を教えていただければというふうに願うところでございます。

○部会長 ありがとうございます。

I C T を今後はどういうふうに活用していくのかというようなところかと思っておりますけれども、区としてはいかがでしょうか。

○管理課長 管理課長です。

今、お話ありました個別の取組というよりも相対的にというようなお話がありましたので、明確にこうしていきます、これがいいですというところまで煮詰まっているわけではございませんけれども、今の委員の御懸念も含めて感じているところをお話させていただければと思います。

確かに介護の現場で労働生産性を上げるというロジックですよね、DX化であったりとか。なかなか耳なじみがないけれども、現実問題として国からはそれを求められているところでもありますし、当然ながら、区としても、それが事業者にとって負担軽減、あるいは人材の確保、定着などにつながっていくものなのであれば、そこは積極的に推進していくべきだろうと。そういう大きな課題認識としては持っているところでございます。

今、先行的にやっている自治体の取組などを見ても、取りあえず各事業者が顔を合わせてどういったことができるのかというのを議論しているというような過程ありますので、現時点ではこういうふうにしていくということがなかなか難しいところではあります、いずれにせよ目的としては、介護業界の負担軽減、人材確保、育成といったようなものに資する取組に対して、行政としても積極的に進めていかなければいけないと思っておりますし、懸念がありましたA I 等については、そういう情報の内容が正しいものなのかどうかというのを見極める方法、力というの両輪で進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、それは国や都の状況、あるいは先進的な自治体の取組などを踏まえながら、本区としてもできる限りのところをやりたいというふうに考えているところでございます。

総合的なものですが、以上です。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

一朝一夕にできる議論ではないのは十分承知しております、今、課長さんがお話いただいたところかと思っています。

一方で、本当に去年と今と現在と比べても、AIの活用の仕方が全く変わっておりまして、今は、AIをどのサイトのAIが一番自分に適しているかという、AIを選ぶ時代に本当になっているというのが実感でございます。

一方で、去年、エンドオブケアライフ学会という学会が岐阜のメディアパークというところで行われまして、岐阜のメディアパークが大変すばらしい大きな中心ホールで、様々な障害の方や図書館や福祉行政施策のところ、そこに行くといろいろなところでタウンミーティングみたいなのを行われている、そういったメディアパークがございまして、そこを私は2回行って、いろいろと現場を見てきております。

アプリのような多くのスマホを使える情報発信と合わせて、人が集って、そこで顔を合わせて意見交換ができる、そういう中核的な場所もこの練馬区にあればいいなというふうに関心したところがございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

スマホを使いこなしている人たちとのミーティングも必要ですけども、そこにまだたどり着けない方々もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々をもつなぐような役割ができればと思っております。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

○委員 事業番号35番の「障害のある方や外国人等への情報補償の推進」と書いてあります。事業内容の下の方が聴覚障害の意志の疎通手段としまして、このように書いてあります。

ということは、聴覚障害の方だけしか対応していないというのでしょうか。それとも、他の障害、例えば精神とか、知的とか、身体の方もお話を聞いてくれるというか、利用をしても構わないのか、そのあたりがどうなのかなというのをお聞きしたいです。

○部会長 資料3ですね。よろしいですか。お願いします。

○障害者サービス調整担当課長 障害者サービス調整担当課長でございます。

この事業番号の「障害のある方や外国人等への情報保障の推進」というのは大きくくりで、聴覚障害だけではなく、他の障害種別の方や外国人の方の情報保障のことを包括的に定めているところがございますが、7年度の主な取組として、今回、電話代理支援サービスを挙げさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○委員 自分が利用することはないと思っておりますけれども、僕が相談しても問題ないということですか。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

他はよろしいですかね。

○副部会長 一応、私から、逆に質問です。質問の趣旨を整理したいのですが、聴覚障害のある方はコールセンターへWi-Fi環境が整っていればできていて、そこから通訳という形で電話が転送されるということだと思うのですが、お話ができる場合は、こちらのコールセンターを介さなくてもダイレクトで通信料のみで区役所の窓口とか、そういう話すということは可能なのでしょうか。すみません、私が理解が及んでいないところ

があります。

プラス、タイムラグが聴覚の方は1回コールセンターを通して通訳してもらうことが必要だと思うのですが、ダイレクトで話されるということを意図している。そうではない。それは、まずできるでしょうか。すみません。

○障害者サービス調整担当課長 電話代理支援サービスは聴覚障害の方が手話通訳を通じてコミュニケーションを取れるというツールでございまして、通常、お問合せができる方につきましては、この電話代理支援サービスを通さずにお電話等でお問合せをしていただくということでございます。

○副部長 聴覚のある方は通信料でいけるけれども、そうではない方は電話代がかかるという感じなのですか。

○障害者サービス調整担当課長 そうですね。通常どおり、お電話で問合せをいただくときは。

○副部長 W i - F i のようなビデオ通話でも電話できないかという質問になるのでしょうか、すみません。

○障害者サービス調整担当課長 こちらにつきましては、あくまでも手話通訳のオペレーターがおりますので、そことビデオ通話をするというサービスでございます。それ以外の使い方はこのサービスは想定していないところでございます。

○委員 もしそうでしたら、障害のある人と聴覚障害の人とかというのを特定した方が分かりやすいような気がします。

○障害者サービス調整担当課長 その代理支援サービスという名称のところということですね。

先ほどの御質問で、私が趣旨を理解していなくて申し訳ございません。御意見を承りました。

○委員 はい。

○委員 では、もう一つ、質問よろしいでしょうか。

○部長 お願いします。

○委員 こちらの35番なのですが、聴覚障害の方に関しては記載がございしますが、外国人の方に関しての記載がないというのは、取組をしていないけれどもという意味ですか。それとも取組をしていて、こちらの記載はしていないということでしょうか。ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○事務局 すみません、事務局です。

資料3の作り込みの形を、まず事前に御説明ができればよかったですのですが、事業番号35につきましては、表題にあるように障害のある方や外国人等ということで、障害の種別を限定しているわけではないです。

地域福祉計画の本編にも書いていますけれども、それぞれの障害のある方が情報を取りやすいようにということで、様々な情報保障の取組をさせていただいています。

こちらの事業番号の中で、令和7年度については、聴覚障害者の方に対して新たなサービスが追加されましたというような内容を御説明するのが、こちらの資料3になります。

なので、資料3についての電話代理支援サービスについては聴覚障害者の方をメインとしたサービスになるのですけれども、それ以外の他の所管や、それぞれの部署において視

覚障害者用の情報保障ですとか、外国人の方の情報保障ですとか、それぞれの事業については展開されておりますので、そちらの展開の状況については、来年度の年度初めのところで取組状況評価の報告という形で報告もさせていただきますし、今回、5番目のその他の取組で少し御紹介させていただいたように、それぞれの情報保障について新たな取組があった場合については、随時、資料を提示させていただきながら御説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

拡充していくということですので、推進を見守りたいと思います。

それでは、他になければ、また最後に質問いただきますので、次に進みたいと思います。バリアフリー関連の最近の動向につきまして、次第の2番目ですね。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 事務局です。

それでは、資料4-1に基づきまして、「バリアフリー関連の最近の動向」という形で情報提供させていただければと思います。

まず、1点目、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、こちらは通称で東京都建築物バリアフリー条例と言われております条例になります。

こちらは、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正ということで情報提供になります。

東京2020大会を契機に、各競技会場のバリアフリー整備が進展し、都内のバリアフリーに対する理解が深まっております。

また、令和6年6月にバリアフリー法施行令が改正されまして、劇場等の客席に関するバリアフリー基準が創設されるなど、高齢者や障害者のみならず、全ての利用者にとって劇場等がより安全・安心・快適なものとなるものが求められております。

これを受け、東京都は、東京2020大会のレガシーとして、全ての利用者がより使いやすい劇場等の客席の整備を促進するため、劇場等の客席のうち、車椅子利用者用部分の付加基準を設けることとしております。

バリアフリー法の委任条例というふうな位置づけにある東京都建築物バリアフリー条例において、劇場等の客席に対する義務基準が設けられるため、義務基準を受けた努力義務基準を定めております東京都福祉のまちづくり条例施行規則においても、整合を図るような一部改正がされる予定となっております。

現在、検討されている付加基準が表のとおりとなっております。

まず、車椅子利用者用の客席の数になります。

バリアフリー法においては0.5%としている基準を、劇場の客席がある階ごとに0.75%かつ2席以上という形で数の強化を図る改正をすることとなっております。

また、その配置についても2席以上を隣接することと、同じ割合で同伴者席のスペースを確保するということを求めるとしております。また、さらに分散配置についての基準ができる予定となっております。

バリアフリー法の場合は、義務基準としては設けておらず、誘導基準省令というさらに高度なバリアフリー整備を求める基準においては、200席を超える場合に2か所以上に分散という配置基準がございますけれども、今回の東京都建築物バリアフリー条例において

は、401席以上の場合は横方向に二つ以上の位置に分散をすること、1,001席以上の場合は縦方向に二つ以上の位置に分散して配置をすることという形で、いろいろな位置に車椅子使用者用の客席を設けるようにというような義務基準が創設されるというふうになります。

これらの基準により、いろいろな位置の座席が車椅子使用者の方においても選択できるというようなこととなります。

こちらの条例改正は、東京都の一定の議会で上程されておりました、3月末に公布、10月1日施行というスケジュールとなっております。

練馬区においても東京都と同様の基準が維持できるように、練馬区福祉のまちづくり推進条例および福祉のまちづくり推進条例施行規則を改正する予定となっております。

裏面を御覧ください。

次に、建築プロジェクトの当事者参画の推進についてです。

冒頭、部会長からの御挨拶の中にもありましたとおり、障害の有無にかかわらず全ての利用者が使いやすい建物にするように、建築プロジェクトの各段階において、当事者の意見を聞きましようという動きが進められております。

国土交通省においても、建築プロジェクトにおける当事者参画ガイドラインが令和7年5月30日に策定され、移動等円滑化の促進に関する基本方針、第4次目標においても、延べ床面積2千平米以上の国等の特别的特定建築物の公共建築工事において、当事者参画を実施するという位置づけました。

このように、国においても設計の段階での当事者参画が重要視をされている動きとなっております。

また、東京都においても当事者参画に取り組む自治体を増やすため、「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」というものを作成し、自治体向けに講習会を開催するなどをしております。

このような当事者参画の取組についてですけれども、練馬区においては地域福祉計画の事業番号31の方に掲げておりますとおり、「区民意見徴収事業」という形で事業化をして取組をかねてより進めております。

この意見聴取事業を実施する他、これまで出された意見を今後の建築計画に生かせるよう、意見の活用方法についての取組を現在、練馬区の方では進めているというような状況になっております。

続きまして、3番目、視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置についての情報提供となります。

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害の方にとって安全かつ円滑に移動するためには必要不可欠な設備である一方、車椅子使用者にとっては、乗り越える際の振動が身体的な負担となる場合もあります。

視覚障害者および車椅子使用者の双方にとって、移動に支障のない視覚障害者誘導用ブロックの一部を切って設置をする切欠き設置についての検討が始まったということです。イメージについては、下にある写真のとおりとなります。

こちらの切欠き設置については、特に鉄道駅等の旅客施設における設置について検討を行い、最終的にはバリアフリー整備ガイドラインの反映についても検討するとされておりますので、こちらの検討状況についての動向を注視しているところでございます。

次に4番目、心のバリアフリーの理解促進についてです。

東京都は、令和6年度の「都民による事業提案制度」により、子どものバリアフリーへの理解促進に向け、子どもに人気のキャラクターとコラボレーションをしたアニメを作成しております。

資料4-2を御覧ください。

こちらは、東京都が作成をしている周知チラシとなっております。

「かいけつゾロリ」というシリーズとコラボして、クイズに答えていく形でバリアフリー設備に関するマークですとか、点字ブロック、段差、バリアフリートイレなどについて知ることができたり、その設備の使い方や適正利用についても考えることができるような分かりやすいアニメーションになっております。

なお、子どものバリアフリーへの理解促進については、地域福祉計画事業番号33に掲げて事業を実施しております。先ほど資料2で御報告をさせていただいたとおりとなります。

また、先ほど紹介したコラボレーション動画については、区のホームページからもアクセスできるように東京都の「心のバリアフリー」のページのリンクを掲載し、すぐ見られるような状況となっております。

以上で、資料4、バリアフリー関連の最近の動向についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

資料4の説明をいただきました。質問がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

特に大きなのが、点字ブロックの切欠きが大きな動きかもしれないのです。実際に点字ブロックを使われている方ですとか、鉄道事業者の皆さん、いかがでしょうか。この情報は入っていらっしゃいますか。

○交通企画課長 交通企画課長です。

本件について、今後のスケジュール等の動きなど、現時点で情報を持ち合わせていないのですけれども、もし、事業者さんとかで補足の資料とかがあるようでしたら、この場で共有いただけますと助かります。

○部会長 ありがとうございます。

令和6年1月にどうもプレスリリースをされたようなのですが、まだ実証試験の段階であって決定ではないようですね。いろいろなところで多分意見を聴取しているところだと思います。

この情報でも切欠きのスペースですとか間隔ですとかというのは全く未定であるようです。わずかな段差でも、通過する際に支障がある障害のある方にとって負担にならないように、どこか一部だけ切り欠くかというような方向性のようです。

○建築課長 建築課長です。部会長、ありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、そういうふうな形でいろいろなパターンを、間隔も含めて検討されているようです。今後の取組として視覚障害者における誘導ブロックの多様な活用方法の整理とか、駅全体の旅客の動線や設置環境などの実場面を想定した切欠きの設置箇所を設置するということ、切欠きを設置管理している鉄道事業者さんからのヒアリング等の動向に注視しながら、今後の取組として今後の施策に反映していくということだと思います。

○部会長 ありがとうございます。

もし何か新しい動きや、各団体さんからの意見があったら、別途、練馬区さんに御意見をいただくという形がよろしいですかね。みなさまから声を上げていただかないと、どんだん国の計画も進んでいきますので。

はい、お願いします。

○委員 切欠きについて、まだ、今はいろいろと検討していただいているというお話ですが、決定をする前に、当事者の視覚障害者が、例えば電車のホームで切欠きができてしまって、なくなったと思ってそこから落ちてしまったり、そういうことも考えられるというのが、今思いついたところであるのですが、体験をできる場数を数多く増やしていただくということをぜひ検討していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○部会長 ありがとうございます。当事者の方の意見は重要ですよ。

国の資料では、3名の障害当事者の方の御意見を聞いているようなのですが、多分これから広げていくのかなと思います。決定の前には意見聴取としてパブリックコメントというものがあると思いますので、ぜひ、私どももアンテナを張りながら進めていきたいと思えます。

これは、恐らくホームドアがあるかどうかですとか、周辺環境を総合的に考えていく必要があるのかなと思っております。

○委員 この問題は、どこに設置するか、場所が結構重要だと思うのです。実際に使うとなると大分遠く回らないといけないところからすると車椅子も大変ですし、逆に視覚障害者の方にすごく重要なところなのはないというのも困ると思うのです。そこら辺をうまく考えて、どこにどうやったらベスト、ベターなのかというのを考えて作ってもらえばいいと思えます。

○部会長 いかがでしょうか。

○交通企画課長 交通企画課長です。貴重な御意見をありがとうございます。

今いただいた意見というのは、まさしく使う方の大事な視点でございますので、こういった設置に当たっては鉄道事業者様と調整しながら、こういった声があるというところは確実に伝えさせていただこうと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○委員 よく車椅子とか視覚障害者の方は端っことかに連れていかれるので、なるべく、それぞれが使い勝手のよいところに設定していただくとありがたいです。お願いします。

○交通企画課長 はい、承知いたしました。

○部会長 ありがとうございます。

国が、もしこのぐらいの切欠きをするとガイドラインで決まったとしても、設置するときには、現場で皆さんの意見を聞きながら、実際に本当にここでいいですねということを確認しながら進めていけるといいですね。ありがとうございます。

他はよろしいですか。

はい、お願いします。

○副部会長 関連してなのですが、まさに国からはガイドラインレベルが出てくると思うのですが、実際に練馬区内の駅で具体的にどう引くのかといったときには、

全て図面レベルで当事者もいる中で協議したり、さっき部会長が言ったように、現地で検証するとか、そういうことができ、一般的なガイドラインレベルで国は出してくると思うのですが、さっき言ったように、本当に安全が求められる場所で、命に関わる場所であれば入念にやらないといけないですし、先ほどの切欠きの部分は、今後、操作性の問題なので、命に関わる場所については、安全側に働くと思うのですが、このガイドラインが出てきた場合については、繰り返しですけれども、例えば練馬駅だったらどう引く予定なのかという案が出てきた時点で共有するところが課題であると思いました。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○交通企画課長 練馬区交通企画課長です。非常に重要な視点だと思います。

まず、基本に駅構内のバリアフリーというのは国とかの技術基準に基づきながら、鉄道事業者さんが見て考えていただくというのが基本ですけれども、我々としてもそこを使うのは区民でありますので、そういった声をまず丁寧に拾いながらお伝えしていくところが、まず我々としてできるところかと思ってございます。

引き続き、事業者とどういった形でできるか調整があると思うのですが、しっかり声を届けて対応していきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、次第の1、2が終わりまして、次第の3に移りたいと思います。

その他、今年度最後の部会になりますので、全体を通して何か御質問や、御意見がありましたら、どうぞお願いします。

○委員 この前の議題のバリアフリーの動向の関連からお話させていただければと思います。

御説明いただきまして、ありがとうございます。

今、国で行っている検討の状況につきましては、我々もリリースされている内容は把握しております。

一方で、今御意見があったように、視覚障害者の方や段差で御不便されていらっしゃる方、こういった方々のいろいろな意見がある中で切欠きをするということについて今後、ガイドラインにどのように反映されていくのか、しっかりと動向を注視するとともに、必要により検討していきたいと考えております。

その他、ホームドアの話もあったかと思っておりますので、今の状況をお伝えさせていただきますと、弊社からリリースしている情報のおりではございますが、2026年度に中村橋、富士見台、新桜台の3駅、2027年度には大泉学園駅にホームドアの整備を目指して、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、中長期的な視点でまいりますと、西武新宿線の一部駅で実施している連続立体交差事業においては、連続立体交差事業と合わせたホームドアの整備を検討してまいります。連続立体交差事業以外の区内の駅につきましては、2030年代半ばを目指してホームドアの整備を進めております。

ホームドアにつきましては、東京都や練馬区を含めた自治体様を含めて、連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。先んじてお話をさせてもらいました誘導ブロッ

クの関連、こういったところにつきましても国の動向ですとか関係する皆様と連携を図りながら進めてまいりたいと思っている次第でございます。

資料1-1で非常に分かりやすい資料を作成いただきましてありがとうございます。

1-1と1-2、1-3については、見る方によっては途切れてしまう可能性があるのですが、例えば1-2、1-3には、練馬区のアクセスルートの検証事業として寄せられた御意見とか、バス停のアクセスルートの練馬駅というところがしっかりと分かるように記載いただけると、区民の方にも非常に分かりやすい資料となるのではないかなというふうに感じた次第でございます。

本日はありがとうございます。以上です。

○部会長 ありがとうございます。事業者の皆様も本当に、少しずつホームドアの設置を進めてくださり、ようやく大泉学園駅の名前が出たということですので、さらに期待していきたいと思います。

ご意見は、資料1-3の練馬駅ということが分かるようにということで、よろしいですかね。

○事務局 ありがとうございます。分かりやすい資料を引き続き作れるように心がけたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 他に全体を通していかがでしょうか。

○委員 はい。すみません。

○部会長 よろしいですか。

○委員 今、豊玉公園の清掃を私も一緒に金曜日にやっているのですがけれども、ちょうど去年、本当に落ち葉が大変で、いつもなら月曜日と金曜日に取りに来てくださいるのですがけれども、去年は本当に多くなってしまって水曜日も取りに来てくださいだったので、すごいごみ倉庫の場所が入りきれなくて困っていたのですがけれども、そういう御配慮もしていただきましたので、本当によかったなど、私たちは本当に思っております。

それで今、実は、まだ葉っぱがあまりないので、豊玉公園をぐるっと1周すると、たばこの吸い殻とか、ごみとか、缶とか、小さい子どもたちが来るのに、なぜそういうのがいっぱいあるのだろうなど。絶えず何か拾って歩かなければいけない。その清掃に来ているのは当然のことなのですがけれども、まだまだそういうところが皆さん分かっているようで分かっていないというか、ずっとそういうところの節度といいますか、やってはいけないということも含めて、掃除すればいいではないかということだけではなくて、そういうところも含めてもうちょっと考えていただきたいと思いました。

○部会長 ありがとうございます。いつもまちをきれいにする活動していただきまして、感謝申し上げます。

そういったところは、心のバリアフリーの取組ですかね。子どもたちが遊ぶ場所ですよということを理解していただくような発信ができればいいなと思います。

はい、お願いします。

○管理課長 管理課長でございます。御意見ありがとうございます。

まずは、地域の公園というのは、今お話があったとおり地域の皆様の協力によって清掃等がなされている、そういう維持管理を図っているところでございまして、とりわけ今、落ち葉の話もありましたけれども、状況によっては清掃の回収の周期を少し頻繁にして、

活動している方々が円滑にできるように区としても取り組んでいるところでございます。

同時にまた利用のマナーですとか、そういったところについても、今、御懸念が示されたところでございますので、公園管理の部分とも情報共有させていただいて、今後どういう取組ができるか研究していきたいというふうに考えております。どうもありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいですかね。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 一番最初にあった資料1-2のアクセスルートの話になるのですけれども、一番最後のところの写真です。路上に看板や自転車とか、ブロックにかかっているなくても行き交う人全てにとって危険であったりとか、子どもと手をつないでいたら対向車との危険があったりするのをやめてほしいなと思うのですけれども、自転車を止めているとかは不特定多数になるので啓蒙かと思いますが、お店の看板だったりする場合はやめてくださいと言えたらいいと思うのですけれども、スマホで手元で調べてみても、道路は国土交通省の管轄であると書いてあったり、他の市のホームページでこういうものを道路に置くことは禁止されていますと書いてあったり、対応としてどういうことができるのかなというのが素朴な疑問と申しますか、検証した後に区としてできることがあるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

あともう一つ、道に出ていなくても、お店ののぼりで、根本はお店にあるのだけれども、ぴょんと出ていて自転車で通るときに危ないなと思ったりすることもあったので、そういうものの対応は、誰にどう言ったらいいのかというのが明確にあるものなのでしょうか。教えていただければと思います。

○部会長 お願いします。

○建築課長 建築課長です。

道路管理者がいますので、基本的には都道あれば第四建設事務所になりますし、区道であれば練馬区になりますから、練馬区の出張所で対応させていただいています。

物が出ていたりすると出張所と、建物の違反のときもあるので、それは私どもの建築課監察係と土木出張所と協力して、例えば八百屋さんの品出しなどでよく出されているのですけれども、そういったところも協力して対応させていただいたりしています。

練馬の三角地帯というか、練馬区の南口側に関しましては、事業者さんも、いろいろと商店会の人たちも気にされていまして、それは自分たちの中で少なくとも道路は当然のごとく、敷地内から50センチぐらいまでは品出しとか物を出さないようにしようという自主的な取組もされています。

そういったこともございますので、いろいろな機会を通して、特に障害者の方とか視覚ブロックとか、そういったものについては啓発していこうというふうに考えているところではあります。

○部会長 よろしいですか。

○委員 よく分からないので、ありがとうございます。

四角四面にあれもこれも駄目と言いたいわけではないので、緩やかな対応や規制であっ

てほしいと思うのですけれども、どうしたらいいのかなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

○委員 全体として、以前にも、この会で何回か、去年だったか、例えば、私が運営する上石神井の「しゃくじいのにわ」という事業所は183坪を持ってやらせていただいているのですが、道路と敷地に塀や門扉を設けなくて一切境がなく、その敷地の中に散歩の方でも座れるようなベンチを置かせていただきながら、近所の方々が散歩のついでに座っていたり、先日は比較的若い方と高齢の方がそこに座って深刻そうなお話を20分、30分ぐらいされているような風景を見えています。

練馬区内の社会福祉施設が、もし門扉がなくなったら、塀や壁がなくなったら、どのぐらい効果というものが発生していくだろうと考えることがございます。

一方で、練馬区の事業者会の中で、情報伝達にまちの掲示板の掲示できるキャパが本当にぎりぎり少なくなっていて、掲示板が区の行事などをいろいろと選別されながら少なくなっている。情報の発信としても介護事業や福祉事業が重要な役割になるのだと思っております。

そういった意味で、ハードとして区民の方、地域の方に情報を伝える場所、もしくは憩いの場になる場所というのが、もしかしたらまちづくりの中で計画していただく、それ自体もバリアフリーなのではないかというふうに考える一方で、先ほどからお話しさせていただいている次の計画の施策の中に、福祉の観点からDXというものを積極的に進めていただく、一緒に横断して進めていただくというような、施策の柱の一つにDXの積極的な活用とか改革というようなものが合わせて記されていくということが、今後皆さんと一緒にによりよいまちづくりになるのではないかなというふうに感じているところでございます。

御意見させていただければと思います。ありがとうございます。

○部会長 いかがでしょうか。

○建築課長 今、福祉施設の門扉の話がございました。セキュリティーの問題もございしますので、それを強制させるのは難しい部分があると思います。

まちづくりをやる上で、地区計画というものを皆さんとお話をしながら深めていくというのは、あちこちで、特に駅の近くの再開発とか、そういうところでかけていたりするのですけれども、その際に一つ、垣・柵の制限というのがございまして、例えば、高さを抑えろとか、それから、道路境界から少し下がってもらうとか、そういったものが、特に駅近くの商店街とかではありがちな計画ですけれども、そういったものによって空間を生み出していくということがございます。これも皆様もそ総意の中でやっていく内容になると思います。

それからもう一つ、ベンチの話がございました。

ベンチにつきましては、最近そういったお話がございしますので、できるだけ、こういったアクセスルートの近くで、公共施設の何らかの形の建て替えとか、そういったときには、そういった政策的なものも入れてくれというお話はさせていただいているところです。

今後、そういったいろいろな施策の中で皆様が使いやすいような施設にしていきたいというふうには考えております。

○部会長 ありがとうございます。情報発信に関しましても、まちの掲示板を立ち止まって見るゆとりというのが大事だろうと思われました。紙媒体にまた触れたいなというところ

もあったりします。

それでは、全体にまだ御意見があろうかと思えますけれども、後でまとめて、また区の方にお願ひするということもできると思えますので、次第3は終わりにしたいと思えます。

次第4の次回の日程に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

次回日程につきましては、次第に記載させていただいておりますが、令和8年6月中旬頃を予定しております。まだ決まっておらず、お知らせができなくて申し訳ございません。

実施日が近づきましたら、改めて書面にて御案内を申し上げたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、令和8年度も本年度と同様に年間2回の部会を開催させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

1期2年となりますので、また来年度も皆様のお力をいただきたいと思えます。

年度末になるので、もし御意見いただいても来年度の回答ということにはなろうかと思えますけれども、どうしても今回言えなかったこととかがありましたら、ぜひメールとかで受け付けていただければと思えます。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、以上で第6期第2回福祉のまちづくり部会を終了したいと思えます。御協力ありがとうございました。

終わりの前に、副部会長、よろしいですか、どうぞ。

○副部会長 せっかくなのでお話を、最後に一言だけ。

先ほど道路の話とか、どうなんだという話があったと思えますけれども、そういう声は、市民の中でも、ちょっとした問題意識まではいかなくても、もやもやしていることも、そこだと暮らしにくいよね、使いにくいよねというところも共有するのも結構大事だなと思っております。私も都市計画とかをやっていると、その際に、道路の占用するのは基本的に駄目だけれども、空間に余裕がない場合は、ある程度、占用許可を得れば使えたりするんですよ。

それにはルールがいろいろとあるのですが、でも、先ほどおっしゃったように、駅前のおそこだと子どもが危ないとか、視覚障害の方はこれでは駄目だねというところも共有して、先ほど地区計画の話もありましたけれども、重点整備地区みたいな話になるのか、その地区に指定しなくても、ここで共有して、ここ以外については商店街も、できれば迫り出して広告したい気持ちもありながら、利用者さんに使いにくいとか、危険なものやろうとはしていないので、そこに理解を求めていくというところは結構大事だと思えますので、ぜひこういう場で、なかなか自分たちのもやもや感みたいなものを共有して、行政の方、国の方、私たちも含めて、三位一体となって解決に向かっていって、一緒に暮らしやすい空間をつくれたらと思えました。

長くなりましたが以上です。

○部会長 それでは、本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでございます。